令和７年第13回北上市教育委員会定例会

１　日　　時　　令和７年11月20日（木）　午前10時

２　場　　所　　市役所本庁舎５階第１会議室

３　議事日程　　別紙

４　会議に出席した委員

船　田　　浩
佐　藤　和　美
照　井　睦　子
小　原　紀　実

５　説明のため出席した職員

(1)　教育部

教育部長	小　原　昌　江
総務課長	嶽間澤　健一郎
学校教育課長	中　村　隆　一
文化財課長	佐　藤　康　浩
学校給食センター所長	伊　藤　泰　樹
中央図書館館長	菅　原　真紀子
博物館館長	渋　谷　洋　祐
鬼の館館長	斉　藤　映　子

(2)　まちづくり部

まちづくり部長	皆　川　礼一郎
生涯学習文化課長	髙　橋　敦　史
スポーツ推進課長	矢　後　雅　之

(3)　健康こども部

健康こども部長	高　橋　　晋
子育て支援課長	久保田　達　夫

６　議事の大要

教育長の事務報告後、議事が行なわれ、付議された次の議案２件及び協議２件が原案のとおり可決、承認された。

議案第30号　北上市立小中学校就学規則の一部を改正する規則
議案第31号　北上市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令
協議第13号　北上市児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則
協議第14号　樺山歴史の広場の指定管理者の指定について

以下、会議の概要は次のとおり。

（開会　午前10時）

教育長　　ただいまから令和７年第13回北上市教育委員会定例会を開催いたします。

ただいまの出席者は４人であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

日程第１　会期の決定を行います。

今定例会の会期は、本日１日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（教育委員より、「異議無し」との発言あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日１日と決定いたしました。

教育長　　次に、日程第２　報告「１　教育長事務報告」に入ります。

資料は、定例会日程の次にあります、教育長事務報告をご覧ください。

（別紙教育長事務報告により説明）

ただいまの報告について、御質問がございましたらば、お願いします。

佐藤和美委員　　11月６日の小学校音楽会について、黒沢尻北小学校は合唱部が参加しているが、４年生は参加できないでいる。合唱部はゲストとして参加し、４年生も参加できると良いと思いますが、如何でしょうか。

学校教育課長　　来年度の実施に向けてご意見として承ります。

小原紀実委員　　奥羽横断駅伝競走大会について、将来的には釜石までといった構想もあるようですが、第70回の開催に向けて、北上市が中間点となるのであれば、経済的にも活性化につながる施策となるので、実現できれば良いと感じました。

県教育委員会との意見交換会で話題とされたクマ対策ついて、北上市で既に実施しているものがあれば伺いたい。また、今後幼保、小中に対し予定している施策があれば教えていただきたい。

スポーツ推進課長　奥羽横断駅伝競走大会第70回の開催にむけて、陸上競技連盟からも釜石から由利本荘までをつなぐといった話もありましたが、２日間での開催となると難しい面もあり、例えば隔年で、釜石から横手まで、翌年は由利本荘から北上までなど、など様々な意見が出ていたところです。ご意見を参考とさせていただきます。

教育部長　クマについては、様々な心配をいただいております。出没が頻繁となってからは、各校に対しては、登下校時に保護者に出来る限りの送迎をお願いしています。また、教育施設においては爆竹等の音を鳴らす等のクマ避けの対応をしております。

国からもクマ対策パッケージとして交付金が来る見込みがある中で、児童生徒の安全を見守るスクールガードに対するクマスプレーの配布を考えているところです。また、登下校の安全対策として、タクシーを利用した児童生徒の送迎をタクシー業協同組合に相談しており、実施はこれからとなりますが、安全確保ということで検討を進めております。

また、外で作業する校務技能員に対する安全確保として、クマが近寄らないような手立てを考えているところです。国の動きが出てきたことで、こちらも対応を検討しやすくなってきたところです。

教育長　それでは、日程第３　議事に入ります。

はじめに、議案第30号「北上市立小中学校就学規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。学校教育課長。

学校教育課長　ただいま上程になりました　議案第30号　北上市立小中学校就学規則の一部を改正する規則について、提案の理由を申し上げます。

この規則は、国が進める自治体情報システムの標準化に伴い、これまで規則で定めていた申請書等の様式について、教育長が別

に定めることが出来るよう、所要の改正をしようとするものであります。

なお、施行日は、令和７年12月15日とするものであります。よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願いいたします。

教育長　　ただいま提案されました議案第30号について、御質問等がありましたらお願いします。

佐藤和美委員　　第５条中、様式第１号が健康診断通知書に代わるということですが、名称が変わるだけであって中身は健康診断通知書ということでしょうか。

学校教育課長　　そのとおりでございます。

教育長　　それでは、議案第30号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（教育委員より、「異議無し」との発言あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第30号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第31号「北上市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。学校教育課長。

学校教育課長　　ただいま上程になりました　議案第31号　北上市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について、提案の理由を申し上げます。

この訓令は、国が進める自治体情報システムの標準化に伴い、北上市立小中学校就学規則に基づく就学に関する諸通知書等に用いる北上市教育委員会教育長印の電子印を定めようとするものであります。

なお、施行日は、令和７年12月15日とするものであります。
よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願いいたします。

教育長　　補足の説明はありますか。

学校教育課長　　ありません。

教育長　　ただいま提案されました議案第31号について、御質問等がありましたらお願いします。

（教育委員より、「無し」との発言あり）

それでは、議案第31号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（教育委員より、「異議無し」との発言あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第31号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、協議第13号「北上市児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。学校教育課長。

学校教育課長　　ただいま上程になりました　協議第13号　北上市児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則について、協議の理由を申し上げます。
この規則は、先ほど提案いたしました　議案第30号北上市立小中学校就学規則の一部を改正する規則と同様に、国が進める自治体情報システムの標準化に伴い、これまで規則で定めていた申請書等の様式について、市長が別に定めることが出来るよう、所要の改正をしようとするものであります。
なお、施行日は、令和７年12月15日とするものであります。

よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

教育長　　補足の説明はありますか。

学校教育課長　　ありません。

教育長　　ただいま提案されました協議第13号について、御質問等がありましたらお願いします。

（教育委員より、「無し」との発言あり）

それでは、協議第13号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（教育委員より、「異議無し」との発言あり）

御異議なしと認めます。よって、協議第13号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、協議第14号「樺山歴史の広場の指定管理者の指定について」を議題といたします。
議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。文化財課長。

文化財課長　　ただいま上程になりました協議第14号樺山歴史の広場の指定管理者の指定について、協議の理由を申し上げます。
樺山歴史の広場の指定管理の期間が令和８年３月31日で終期となりますので、次の指定管理者として、稲瀬町自治協議会を引き続き指定しようとするものであります。
稲瀬町自治協議会は、平成18年度から当施設の指定管理を行っており、施設の維持管理を円滑に行っているうえに、施設を活用した事業にも積極的に取り組んでおり、指定管理者として適任であると確信しております。
なお、指定の期間は、令和８年４月１日から令和13年３月31日までの５か年であります。
よろしくご審議のうえ、原案どおり承認を賜りますようお願い申

し上げます。

教育長　　補足の説明はありますか。

文化財課長　　地元の自治組織である稲瀬町自治協議会について、史跡である樺山歴史の広場の管理運営に携わることで、地域住民の文化財の愛護意識の醸成につながるものです。

また、施設を活用した事業として、毎年７月に樺山まつりに取り組んでおり、このような自主活動は史跡のＰＲにつながっております。

教育長　　ただいま提案されました協議第14号について、御質問等がありましたらお願いします。

（教育委員より、「無し」との発言あり）

それでは、協議第14号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（教育委員より、「異議無し」との発言あり）

御異議なしと認めます。よって、協議第14号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。

（閉会　午前10時33分）

会議録作成者　　教育長　船　田　　浩

令和７年11月20日